

市区町村別集計項目(推進体制等)

福井県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						9	14	11				17					
18	201	福井市	総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課	1	1	1	1	男女共同参画社会をめざす福井市条例	2003年3月28日	2003年4月1日		福井市第6次男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
18	202	敦賀市	男女共同参画室	1	1	1	1	敦賀市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		第4次つるが男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
18	204	小浜市	広報・デジタル推進課	1	2	1	1	小浜市男女共同参画推進条例	2002年9月30日	2002年10月1日		第3次おばま男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
18	205	大野市	総務課	1	2	0	1	大野市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次大野市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
18	206	勝山市	未来創造課	1	2	0	1	男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進条例	2006年9月26日	2006年10月1日		男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進基本計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1		
18	207	鯖江市	総務部ダイバーシティ推進・相談課	1	2	1	1	鯖江市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第5次鯖江市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
18	208	あわら市	市民協働課	1	2	1	1	あわら市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次あわら男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
18	209	越前市	ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	越前市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次越前市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
18	210	坂井市	結婚応援課	1	2	1	1	坂井市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次坂井市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
18	322	永平寺町	生涯学習課男女共同参画室	2	2	0	0				0	第二次えいへいじ男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
18	382	池田町	池田町教育委員会事務局	2	2	0	0				0	(池田町特定事業主行動計画)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0		
18	404	南越前町	総務課	1	2	0	1	南越前町男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		第3次南越前町男女共同参画計画(推進プラン)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
18	423	越前町	総務課	1	2	1	1	越前町男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		越前町男女共同参画基本計画第2次えちぜん男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
18	442	美浜町	まちづくり推進課	1	2	0	1				0	第4次美浜町男女共同参画推進計画 はあとふる愛・あいプランIV	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
18	481	高浜町	住民生活課(三松センター)	1	2	0	0				0				0	0	
18	483	おおい町	住民窓口課	1	2	1	1				0	第4次おおい町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
18	501	若狭町	総合政策課	1	2	0	1				0	第3次若狭町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			4									1	3	3	1	0	3	1	0
18	201	福井市	福井市男女共同参画・子ども家庭センター		910-0858	福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ5階	0776-20-1537	0776-20-1538	<a href="http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d125/danjo-kkc/index.html">http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d125/danjo-kkc/index.html</a>		○	○					○		
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター		914-0051	福井県敦賀市本町2丁目1番20号	0770-23-5411	0770-23-5662	<a href="https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/cityhall-facility/shiyakusho_shisetsu/gaibushisetsu/danjokyodosankakucen.html">https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/cityhall-facility/shiyakusho_shisetsu/gaibushisetsu/danjokyodosankakucen.html</a>		○	○					○		
18	204	小浜市																	
18	205	大野市																	
18	206	勝山市																	
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ		916-0021	福井県鯖江市三六町1丁目4番20号	0778-51-1722	0778-51-7830	<a href="http://www4.ttn.ne.jp/~yumemirai/">http://www4.ttn.ne.jp/~yumemirai/</a>	○			○					○	
18	208	あわら市																	
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	あんだんて	915-0071	福井県越前市府中一丁目11番2号 市民プラザたけふ3階	0778-24-4446	0778-22-7497	<a href="https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/130030/danjokyodosankaku.html">https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/130030/danjokyodosankaku.html</a>		○	○					○		
18	210	坂井市																	
18	322	永平寺町																	
18	382	池田町																	
18	404	南越前町																	
18	423	越前町																	
18	442	美浜町																	
18	481	高浜町																	
18	483	おおい町																	
18	501	若狭町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	2	3	0	1	3	0	1	
18	201	福井市	福井市男女共同参画・子ども家庭センター	2007年4月1日	2	3	848	○	○								
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター	2004年4月1日	4	2	3,765	○	○	○	○			○			
18	204	小浜市			0	0	0										
18	205	大野市			0	0	0										
18	206	勝山市			0	0	0										
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ	2002年4月1日	2	3	18,141	○	○	○	○		○	○		○	LGBTQに関する理解・促進事業
18	208	あわら市			0	0	0										
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	2001年8月1日	2	1	3,025	○	○		○			○			
18	210	坂井市			0	0	0										
18	322	永平寺町			0	0	0										
18	382	池田町			0	0	0										
18	404	南越前町			0	0	0										
18	423	越前町			0	0	0										
18	442	美浜町			0	0	0										
18	481	高浜町			0	0	0										
18	483	おおい町			0	0	0										
18	501	若狭町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	自治会長数	うち			
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)			女性副町村长数	女性比率(%)	女性自治会長数	女性比率(%)
			9			9	1	11.1	11	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	3,669	113	3.1
18	201	福井市	1998年3月16日	男女共同参画都市福井宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							1530	94	6.1
18	202	敦賀市	2005年6月28日	敦賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							131	1	0.8
18	204	小浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							148	0	0.0
18	205	大野市				1	1	100.0	1	0	0.0							210	3	1.4
18	206	勝山市	2007年10月27日	勝山市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							112	0	0.0
18	207	鯖江市	2008年11月30日	鯖江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	0	0								154	1	0.6
18	208	あわら市				1	0	0.0	1	0	0.0							128	0	0.0
18	209	越前市	2005年12月26日	越前市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							252	2	0.8
18	210	坂井市	2012年11月17日	坂井市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							439	9	2.1
18	322	永平寺町	2010年8月7日	永平寺町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2
18	382	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
18	404	南越前町	2010年11月13日	南越前町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	74	0	0.0
18	423	越前町	2007年12月1日	越前町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
18	442	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
18	481	高浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0
18	483	おおい町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
18	501	若狭町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
		問8-1		問8-2								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他									
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)						
	小計			663	593	9,758	3,088	31.6		428	389	6,713	1,988	29.6	92	66	548	105	19.2	323	45	13.9	494	67	13.6							
18 201	福井市	42.0	2027年3月	102	99	2,230	768	34.4	1.法律に基づく審議会等 2.地方自治法第180条の5に基づく委員会等 3.条例に基づく審議会等 4.規則・要綱等に基づく審議会等	68	66	1,879	643	34.2	6	5	64	11	17.2	55	5	9.1	56	5	8.9	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	
18 202	敦賀市	30.0	2026年3月	40	34	472	118	25.0	地方自治法(第202条の3及び第180条の5)に基づく審議会等	34	30	446	113	25.3	6	4	26	5	19.2	34	4	11.8	35	4	11.4	1				1		
18 204	小浜市	40.0	2026年3月	62	51	934	255	27.3	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている審議会等 3.条例・規則等により設置されている懇談会・会議等 4.要綱等により設置されている懇談会・会議等	32	28	475	112	23.6	6	5	27	8	29.6	29	4	13.8	30	4	13.3	1				1		
18 205	大野市	30.0	2031年3月	70	59	854	205	24.0	法律または政令により設置されている審議会等、条例または規則等により設置されている会議等及び要綱等により設置されている会議等	30	27	390	83	21.3	6	4	47	9	19.1	27	4	14.8	28	5	17.9	1				1		
18 206	勝山市	40.0	2031年3月	54	47	764	243	31.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、要綱・要領等に基づく審議会等	21	18	315	76	24.1	6	5	29	7	24.1	34	8	23.5	35	8	22.9	2	2022年3月31日	1			1	
18 207	鯖江市	40.0	2025年3月	63	59	937	328	35.0	行政委員会の委員、法律に基づく審議会等、条例・規則に基づく審議会等、要綱に基づく審議会等	11	10	160	35	21.9	6	5	35	7	20.0	0	0	0.0	25	4	16.0	1				1		
18 208	あわら市	40.0	2024年3月	46	40	516	166	32.2	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4.要綱等により設置されている懇談会、会議等	29	26	336	112	33.3	6	4	30	6	20.0	0	0	0.0	20	3	15.0	1				1		
18 209	越前市	40.0	2027年3月	22	22	499	189	37.9	条例等に基づく審議会等	25	24	553	194	35.1	6	6	30	8	26.7	40	8	20.0	41	8	19.5	1				1		
18 210	坂井市	40.0	2031年3月	48	44	571	184	32.2	1.地方自治法第180条の5に基づき市が設置する行政機関 2.地方自治法第136条の4、または第202条の3に基づき市が設置する執行機関の附属機関 3.1以外の付属期間で、規定・要綱に基づき設置するもの	33	31	375	115	30.7	6	5	36	7	19.4	28	3	10.7	29	3	10.3	1				1		
18 322	永平寺町	40.0	2027年3月	42	35	609	232	38.1	地方自治法202条の3、180条の5 及び 町独自委員会等	21	17	201	65	32.3	5	4	27	6	22.2	0	0	0.0	20	4	20.0	1				1		
18 382	池田町									9	8	100	30	30.0	1	1	4	1	25.0	0	0	0.0	21	1	4.8	1				1		
18 404	南越前町	各審議会等での登用率40%		26	24	267	79	29.6	法律又は政令により設置されている審議会、法律により設置されている委員会等	19	18	212	59	27.8	5	4	23	5	21.7	0	0	0.0	26	4	15.4	1				1		
18 423	越前町	33.0	2025年3月	41	36	504	163	32.3	町の政策・方針決定する各種審議会等	16	14	195	56	28.7	5	2	37	2	5.4	24	3	12.5	25	3	12.0	1				1		
18 442	美浜町	35.0	2028年3月	29	26	376	106	28.2	美浜町の目標対象審議会等	10	8	118	26	22.0	5	3	33	6	18.2	0	0	0.0	29	2	6.9	1				1		
18 481	高浜町									20	19	202	40	19.8	5	2	31	4	12.9	0	0	0.0	20	3	15.0	1				1		
18 483	おおい町	40.0	2028年3月	18	17	225	52	23.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	18	17	225	52	23.1	5	3	28	5	17.9	30	4	13.3	31	4	12.9	1				1		
18 501	若狭町									19	15	222	51	23.0	5	3	35	7	20.0	22	2	9.1	23	2	8.7	1				1		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)													
			目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員 数	女性 比率 (%)																															
																											審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員 数	女性 比率 (%)	委員会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員 数	女性 比率 (%)	総委員数	うち 女性委員 数	女性 比率 (%)	
																				13	13	309	126	40.8	2	1	6	1	16.7											
		福井市																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		敦賀市																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		小浜市																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		大野市																			4	4	72	35	48.6	0	0	0	0	0.0										
		勝山市																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		鯖江市																			2	2	73	32	43.8	0	0	0	0	0.0										
		あわら市																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		越前市																			3	3	86	34	39.5	0	0	0	0	0.0										
		坂井市																			4	4	78	25	32.1	2	1	6	1	16.7										
		永平寺町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		池田町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		南越前町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		越前町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		美浜町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		高浜町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		おい町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
		若狭町																			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5											
		管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部署	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他																			
					管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)															課長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち	女性比率(%)										
		943	230	24.4	730	144	19.7	114	19	16.7	104	17	16.3	87	6	6.9	71	4	5.6	742	205	27.6	555	123	22.2	1,096	477	43.5	753	245	32.5	1,247	525	42.1	805	289	35.9			111	10	9.0	27	0	0.0					
18 201	福井市	293	61	20.8	203	34	16.7	24	4	16.7	19	2	10.5	46	2	4.3	35	1	2.9	223	55	24.7	149	31	20.8	115	24	20.9	63	7	11.1	425	123	28.9	259	69	26.6	1		16	2	12.5	5	0	0.0	1				
18 202	敦賀市	112	31	27.7	79	11	13.9	15	2	13.3	13	2	15.4	9	1	11.1	6	0	0.0	88	28	31.8	60	9	15.0	106	46	43.4	48	7	14.6	197	99	50.3	94	33	35.1	1		8	0	0.0	3	0	0.0	1				
18 204	小浜市	32	2	6.3	30	2	6.7	10	2	20.0	10	2	20.0	10	0	0.0	8	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	82	32	39.0	58	15	25.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
18 205	大野市	40	8	20.0	29	7	24.1	8	2	25.0	7	2	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	32	6	18.8	22	5	22.7	64	19	29.7	43	13	30.2	60	21	35.0	38	13	34.2	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1				
18 206	勝山市	22	5	22.7	18	3	16.7	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	5	31.3	13	3	23.1	29	5	17.2	19	3	15.8	50	17	34.0	30	10	33.3	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1				
18 207	鯖江市	111	45	40.5	90	27	30.0	8	2	25.0	8	2	25.0	2	0	0.0	2	0	0.0	101	43	42.6	80	25	31.3	48	28	54.2	39	20	51.3	27	11	40.7	17	2	11.8	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1				
18 208	あわら市	37	11	29.7	33	8	24.2	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	8	32.0	21	5	23.8	41	21	51.2	29	10	34.5	6	2	33.3	6	2	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
18 209	越前市	64	18	28.1	60	18	30.0	15	3	20.0	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	49	15	30.6	45	15	33.3	197	118	59.9	118	51	43.2	103	59	57.3	68	33	48.5	1		9	1	11.1	3	0	0.0	1				
18 210	坂井市	64	17	26.6	53	11	20.8	9	1	11.1	8	1	12.5	20	3	15.0	20	3	15.0	35	13	37.1	25	7	28.0	136	83	61.0	91	44	48.4	88	53	60.2	50	21	42.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1				
18 322	永平寺町	38	9	23.7	38	9	23.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	38	9	23.7	38	9	23.7	45	20	44.4	45	20	44.4	51	26	51.0	51	26	51.0	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1				
18 382	池田町	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	8	1	12.5	8	1	12.5	11	3	27.3	11	3	27.3	1		11	2	18.2	1	0	0.0	1				
18 404	南越前町	18	5	27.8	17	4	23.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	5	27.8	17	4	23.5	27	14	51.9	23	10	43.5	29	8	27.6	26	6	23.1	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
18 423	越前町	29	4	13.8	29	4	13.8	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	4	18.2	22	4	18.2	51	21	41.2	46	16	34.8	80	41	51.3	69	32	46.4	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1				
18 442	美浜町	30	10	33.3	16	4	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	10	33.3	16	4	25.0	18	8	44.4	10	1	10.0	45	22	48.9	20	8	40.0	1		10	0	0.0	1	0	0.0	1				
18 481	高浜町	13	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	0	0.0	13	0	0.0	45	16	35.6	38	9	23.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1				
18 483	おおい町	17	1	5.9	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	15	1	6.7	36	7	19.4	33	5	15.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1				
18 501	若狭町	16	2	12.5	0	0		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	0	0	0.0	48	16	33.3	42	13	31.0	75	40	53.3	66	31	47.0	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1				

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 村	コ コ	ド ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
							問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
							6		17	0	17				1					16	16	16	16	15	13
							3		0	14	0				15					0	0	0	0	2	0
							1		0	3					1					0	0	0	0	0	0
							7		0	0					1	1	1	1	1	0	0	0	0	3	
18	201	福井市					1	福井市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	福井市議会	1	2	1	福井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
18	202	敦賀市					1	敦賀市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 市長は、職員の申請に基づき、法令等に抵触するおそれなく、かつ専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものにおいて、精神的な負担の軽減を図るためにやむを得ない場合に旧姓の使用を認めることができる。	敦賀市議会	1	2	1	敦賀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
18	204	小浜市					2		小浜市議会	1	2	1	小浜市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第82条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	2	4
18	205	大野市					2		大野市議会	1	2	1	大野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
18	206	勝山市					4		勝山市議会	1	2	1	勝山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
18	207	鯖江市					1	鯖江市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。	鯖江市議会	1	3	1	鯖江市議会会議規則 第2条および第2項 第2条 議員は、疾病、出産その他事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
18	208	あわらし	2	あわらし議会	1	3	1	あわらし議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第4条2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
18	209	越前市	1	越前市議会	1	2	1	越前市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	長期欠席にかかる議員報酬の減額規定を定めているが、出産は適用除外としている。	1	1	1	1	1	1	
18	210	坂井市	1	坂井市議会	1	3	1	坂井市議会会議規則 第1章 会議 第1節 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
18	322	永平寺町	4	永平寺町議会	1	2	1	永平寺町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
18	382	池田町	4	池田町議会	1	2	1	池田町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
18	404	南越前町	4	南越前町議会	1	2	1	南越前町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7											
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
18	423	越前町	4		越前町議会	1	2	1	越前町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	2	4	
18	442	美浜町	4		美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	4
18	481	高浜町	3		高浜町議会	1	2	1	高浜町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
18	483	おおい町	4		おおい町議会	1	2	1	おおい町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			おおい町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議員が議会の会議等を長期欠席し、前条第1項の規定による届出があった場合の議員報酬の額は、欠席することとした日から同条第2項の規定による届出があった日の前日までの期間を次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。 (1) 90日を超えた180日以下の期間 100分の80 (2) 180日を超えた365日以下の期間 100分の70 (3) 365日を超える期間 100分の50 第6条 次に掲げる事由により議員が議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の日数に含めない。 (2) 女性議員の出産(会議規則第2条第2項に規定する産前産後の期間に限る。)	1	1	1	1	1	1	1		
18	501	若狭町	1	若狭町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	若狭町議会	1	2	1	若狭町議会会議規則 (抜粋) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。						
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	10																
		17	17																	
18	201	福井市	4	4	3					3			3		2		1			福井市地域防災計画 女性活躍促進班は、避難所における女性や子ども等への配慮について、巡回、確認等を行い、生活環境の確保が図られるよう助言等行うものとする。
18	202	敦賀市	4	4	3					3			3		4					2
18	204	小浜市	4	4	3					3			3		2					2
18	205	大野市	4	4	3					3			3		4					2
18	206	勝山市	4	4	2					2			2		4					2
18	207	鯖江市	4	4	3					3			3		2		2			鯖江市がSDGsを推進する中で、特に注力して取り組んでいる目標5「ジェンダー平等の実現」について、議員の知識を深めるため、議長立案のもと、講師を招いての研修を行った。
18	208	あわら市	4	4	3					3			3		4					2
18	209	越前市	4	4	3					3			3		4		1			越前市地域防災計画(一般対策編) 第1章 総則 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第2 各機関の連携(抜粋) また、市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について、庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
18	210	坂井市	4	4	3					2			3		4					市男女共同参画ネットワークとの意見交換会を実施している
18	322	永平寺町	4	4	2					1			2		1		4			現在、議員のなり手不足解消に向けた検討を行っており、その中で女性議員の増加のことも協議していく。
18	382	池田町	4	4	2					3			2		4					2
18	404	南越前町	4	4	3					3			3		4					2
18	423	越前町	4	4	3					3			3		4					2
18	442	美浜町	4	4	2					2			3		2					2
18	481	高浜町	4	4	2					3			3		1		2			高浜町議会議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨)第1条 この規定は、高浜町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。(旧姓使用の届出等)第2条 議員は、前条に規定する婚姻等の前の戸籍の氏(「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、または議員としての活動上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。(旧姓使用の使用廃止)第3条 議員は、旧姓の使用を廃止しようとするときは、旧姓使用廃止届出書(別記様式第2号)を議長に提出しなければならない。(使用の責務)第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。(疑義の決定)第5条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。
18	483	おおい町	4	4	2					2			2		4					2
18	501	若狭町	4	4	2					2			2		4					2